

議案第 2 号

木津川市企業立地促進条例の一部改正について

木津川市企業立地促進条例（平成 2 4 年木津川市条例第 2 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

相楽リサーチパーク研究開発地区の用途地域が第二種住居地域から準工業地域に変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。